3　高等教育政策室に、室長を置く。

4　前項の室長は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

5　大学設置・評価室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　大学における教育及び研究並びに高等専門学校における教育についての評価に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。

二　大学及び高等専門学校の設置、廃止、設置者の変更その他の事項の認可に関すること。

三　大学設置・学校法人審議会の庶務（学校法人分科会に係るものを除く。）に関すること。

四　独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の組織及び運営一般に関すること。

6　大学設置・評価室に、室長を置く。

（大学入試室並びに大学教育システム専門官、大学院振興専門官及び公立大学専門官）

第三十七条　大学振興課に、大学入試室並びに大学教育システム専門官、大学院振興専門官及び公立大学専門官それぞれ一人を置く。

［項を削る。］

［項を削る。］

2～4　［略］

5　大学教育システム専門官は、大学教育の質の保証に関する制度及び大学における授業の方法の改善に関する専門的事項についての企画及び立案に当たる。

6　大学院振興専門官は、大学院における教育の振興に関する専門的事項についての企画及び立案並びに専門的、技術的な援助及び助言（総合教育政策局及び専門教育課の所掌に属するものを除く。）に当たる。

7　［略］

［項を削る。］

（専門職大学院室並びに企画官、産学連携教育推進専門官及び新技術教育推進専門官）

第三十八条　［略］

2～6　［略］

7　新技術教育推進専門官は、新技術に関する教育の振興に係る専門的事項についての調査並びに専門的、技術的な指導及び助言（医学教育課の所掌に属するものを除く。）に当たる。

（評価・研究開発法人支援室及び戦略研究推進室並びに企画官）

第四十八条　［略］

2　評価・研究開発法人支援室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　［略］

3　高等教育政策室に、室長並びに大学教育システム専門官及び大学院振興専門官それぞれ一人を置く。

4　室長は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

5　大学教育システム専門官は、大学教育の質の保証に関する制度及び大学における授業の方法の改善に関する専門的事項についての企画及び立案に当たる。

6　大学院振興専門官は、大学院における教育の振興に関する専門的事項についての企画及び立案並びに専門的、技術的な援助及び助言に当たる。

（大学設置室及び大学入試室並びに公立大学専門官及び大学評価専門官）

第三十七条　大学教育・入試課に、大学設置室及び大学入試室並びに公立大学専門官及び大学評価専門官それぞれ一人を置く。

2　大学設置室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　大学の設置、廃止、設置者の変更その他の事項の認可に関すること。

二　大学設置・学校法人審議会の庶務（学校法人分科会に係るものを除く。）に関すること。

3　大学設置室に、室長及び大学設置専門官一人を置く。

4　大学設置専門官は、大学の設置、廃止、設置者の変更その他の事項の認可に関する専門的事項についての調査、指導及び助言に当たる。

5～7　［同上］

［項を加える。］

［項を加える。］

8　［同上］

9　大学評価専門官は、大学における教育及び研究についての評価に関する企画及び立案に当たる。

（専門職大学院室並びに企画官、産学連携教育推進専門官及び新技術教育推進専門官）

第三十八条　［同上］

2～6　［同上］

7　新技術教育推進専門官は、新技術に関する教育の振興に係る専門的事項についての調査並びに専門的、技術的な指導及び助言（大学教育・入試課及び医学教育課の所掌に属するものを除く。）に当たる。

（評価・研究開発法人支援室及び戦略研究推進室並びに企画官）

第四十八条　［同上］

2　評価・研究開発法人支援室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　［同上］